

千葉県恩給条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正理由

- (1) 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）による民法第4条の改正により成年年齢が18歳に引き下がることに伴い、千葉県恩給条例等の一部を改正したことにより、併せて、恩給の請求手続等を定めた千葉県恩給条例施行規則について、所要の改正を行うもの。
- (2) 「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号）」の通知に基づき、押印について所要の改正を行うもの。

2 改正内容

- (1) 扶助料※1の寡婦加算※2の請求手続に関する規定について、18歳以上20歳未満の子については、成年の子として取り扱う規定に改める等、関係規定の整備を行う。（本則）

また、民法の一部を改正する法律の施行日の前日（令和4年3月31日）において、未成年の子がある場合における当該未成年の子に係る寡婦加算の請求手続について、必要となる経過措置を設ける。（附則第2項）

※1公務員が死亡後、その遺族に支給する年金

※2扶助料受給者である妻に子（要件あり）がいる場合、扶助料年額に一定額を加算
- (2) 別記様式第一号から様式第四号、別記様式第七号の二から様式第十七号の八及び別記様式第十九号について、押印を廃止とする。（本則）

3 施行期日

令和4年4月1日